

【傷病手当金の詳細】（平成30年3月1日時点）

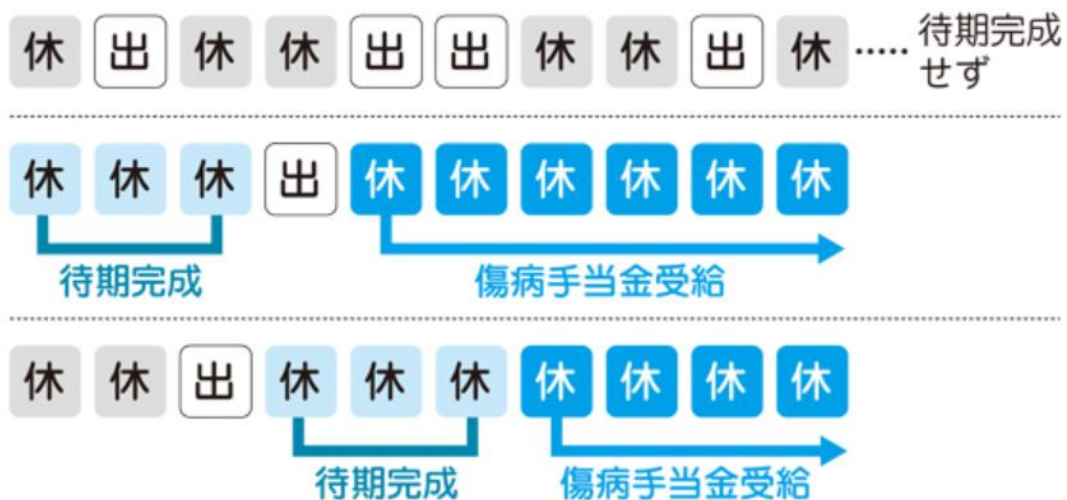
＜支給要件＞

- ① 業務外の事由による病気やけがのため療養中であること
- ② 仕事につけないこと（労務不能）
- ③ 4日以上休んだとき

休み始めた日から、連続して3日間の期間は待期（※1）となり、4日目から支給されます。

※1 3日間の待期は、休んだ日が連続して3日間なければ完成しません。この待期の3日間は、給与の支払いを受けていたかどうかは関係なく、仕事を休んだかどうか条件となります。

●「待期3日間」の考え方



*全国健康保険協会ホームページより

- ④ 休業期間中の給与の支払がないこと

給与の支払があっても、傷病手当金の額よりも少ない場合は、その差額が支給されます。

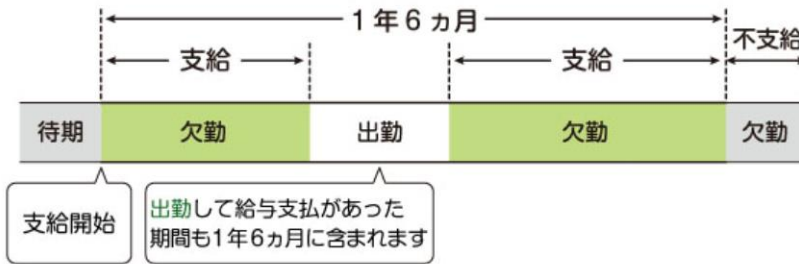
*任意継続被保険者である期間中に発生した病気やけがについては傷病手当金は支給されません。

＜支給期間＞

支給を開始した日から最長1年6か月間です。その間の支給条件を満たしている日について支給されます。

これは、1年6か月分支給されるということではなく、1年6か月の間に仕事に復帰した期間があり、その後再び同じ病気やけがにより仕事に就けなくなった場合でも、復帰期間も1年6か月に算入されます。

また、支給開始後1年6か月を超えた場合は、仕事に就くことができない場合でも支給されません。



* 全国健康保険協会ホームページより

<支給金額>

支給金額は以下のとおり計算されます。

1日あたりの金額 **支給開始日[※]以前の継続した12ヶ月間の各月の標準報酬月額を平均した額** $\div 30日 \times \frac{2}{3}$

※支給開始日とは、一番最初に給付が支給された日のことです

◎ 支給開始日以前の期間が12ヶ月に満たない場合

支給開始日の属する月以前の継続した各月の標準報酬月額の平均額
 28万円(当該年度の前年度9月30日における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額)

} を比べて少ない方の額を使用して計算します。

◎ 支給開始日以前に12ヶ月の標準報酬月額がある場合

例) H27.4/1 資格取得 H27.9 H28.6/1 支給開始日

← 支給開始日以前 支給開始日以降 →

A事業所(協会けんぽA支部)

標準報酬月額26万円 (5ヶ月) 標準報酬月額30万円 (10ヶ月)

支給開始日以前の12ヶ月(H27.7~H28.6)の各月の標準報酬月額を合算して平均額を算出します。

(26万円 × 2ヶ月 + 30万円 × 10ヶ月) ÷ 12ヶ月 ÷ 30日 × $\frac{2}{3}$ = 6,520円 支給日額

※1 「30日」で割ったところで1の位を四捨五入します
 ※2 「 $\frac{2}{3}$ 」で計算した金額に小数点があれば、小数点第1位を四捨五入します

* 全国健康保険協会ホームページより

* 傷病手当金の申請期間の初日が属する月までの12か月間に、勤務先が変更した場合、もしくは、定年再雇用等で被保険者証の番号が変更した場合、または、退職後に任意継続被保険者になった場合は、別途添付書類が必要となる場合がありますので、加入している公的医療保険窓口に確認が必要となります。

＜傷病手当金の支給調整＞

次の①～⑤に当てはまる場合、傷病手当金の一部または全部が調整されます。

- ① 給与の支払があった場合
- ② 障害厚生年金・障害手当金を受けている場合
- ③ 老齢（退職）年金を受けている場合
- ④ 労災保険の休業補償給付を受けている場合
- ⑤ 出産手当金も同時に受けられるとき

■対象者

全国健康保険協会、健康保険組合、共済組合等の被保険者本人（被扶養者は除く）

ただし、国民健康保険には本制度はありませんが、国民健康保険組合では独自の傷病手当金制度をもっているところがあります。国民健康保険組合の窓口で御確認ください。

■利用方法

- ・支給要件を満たした場合に、加入している公的医療保険窓口申請します。
- ・申請には、事業主の証明（初回は申請時には「出勤簿のコピー」「賃金台帳のコピー」と療養担当者（主治医など）の意見書が必要です。

■申請時期

傷病手当金の申請は、給与の支払い有無について事業主の証明が必要になりますので、一般的には、1か月単位で給与の締切日ごとに申請します。

申請の期限は、休んだ日の翌日から2年です。詳しくは、勤務先や公的医療保険の窓口を確認してください。

■よくある質問（Q&A）

Q1：病気が再発した場合に、再度、傷病手当金を受給できますか？

A1：傷病手当金の支給期間は、同一の傷病について支給を開始した日から最長1年6か月間と決められています。その間であれば、もちろん受給できます。また、最初の受給から1年6か月を超えている場合は、最初に傷病手当金の受給の原因となった病気と今回再発した病気が同一の傷病であるかの問題となり、「社会的治癒」という考え方で判断します。「社会的治癒」とは、医学的な治癒という考え方とは異なり、最初の病気と再発との間に相当期間に渡って社会復帰（職場復帰等）をしていた場合は、社会通念上「治癒」したものとみなし、最初の病気と再発は同一ではないとするものです。その場合、再発は新たな病気となり、再発の時点から傷病手当金を受給できることとなります。その判断は、それぞれの公的医療保険で行いますので、必ず窓口で御確認ください。

参考：全国健康保険協会ホームページ